

平成15年11月18日

岩見沢市教育委員会

委員長 嵯峨義輝様

岩見沢市立学校通学区域審議会

委員長 齋藤硯三

岩見沢市における学校選択制度について（答申）

本審議会は、平成15年7月10日付岩教企第136号により、岩見沢市教育委員会嵯峨義輝委員長より諮問のあった、岩見沢市における学校選択制度について審議し以下のようにとりまとめたので答申します。

審議の経過

本審議会では、本制度の導入にあたり教育委員会より諮問された事項について、意見交換会における意見等も考慮しながら6回の審議会を開催して審議した結果、本制度の実施にあたっては以下に指摘する点に配慮して導入されたいとの結論に達した。

岩見沢市における学校選択制度について

1 実施趣旨

本制度実施の趣旨について、保護者及び地域等の視点も加えて整理されたい。

2 実施内容

(1) 就学する学校の指定について

指定校変更制度による指定を加えて整理されたい。

(2) 学校選択の対象について

受け入れ可能な生徒数については、学校と十分に協議し決定されたい。

(3) 学校選択の申し出の承認等について

選択が単なる事務手続きに終わらないよう、説明会等で制度の趣旨を周知するとともに個々の相談にも応ずることのできる体制を整えられたい。

申し出期限等の期日については、説明、学校公開、申し込み、決定等の日程を定める中で、本制度の趣旨を生かした選択が行われるよう検討し決定されたい。その際、学校と十分に協議し調整されたい。

希望が受け入れ可能数を超えた場合の決定の方法については、現段階では抽選が望ましいと考える。選択希望申し出の段階で、希望の申し出は本人及び保護者の責任において行われること、受け入れ可能数を超えた場合は抽選によって決定されることを十分に周知されたい。

また、抽選の方法については、公正さとプライバシーの両面に配慮した方法を検討の上実施されたい。

(4) 転居等の生徒への対応について

諮問内容により実施されたい。

3 実施にあたっての留意事項

学校選択に必要な情報を適切に提供することは、本制度の趣旨を生かした学校選択のための重要な条件の一つである。いつ、どこで、どのような情報を入手できるかを分りやすく示すなど、子ども及び保護者が必要な情報を十分に入手できる体制を整えられたい。

その際、各学校が共通して提供する情報と学校の特色として提供する情報が、共通の認識に立って提供されるよう配慮されたい。また、学校公開日の日程調整などにも配慮されたい。

4 実施時期

諮問内容により実施されたい。

特に配慮すべき事項について

1 学校の序列化や学校間格差の発生に対する懸念への配慮

本制度の導入に伴い、各学校が学校の教育条件を生かした教育活動の充実に努め、市民に対する説明責任を果たすことにより、一層の学校の活性化が達成されると考える。従って、本制度の導入と結び付けて学校の序列化や学校間格差の発生を懸念する必要はないと考える。

一部情報による学校の序列化や学校間格差発生への懸念を払拭するためにも、開かれた学校づくりを一層進めることにより学校の説明責任が適切に果たされるよう配慮されたい。

また、学校教育では、確かな学力の定着と調和の取れた豊かな人間性や社会性の育成が極めて大切であることから、各学校においては、それぞれの教育目標に基づき、魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりに尚一層努められたい。

2 学校と地域社会の結びつきの弱まりに対する懸念への配慮

本制度導入により通学区域を越えた人の交流が図られ、学校に対する地域の関心や支援がこれまで以上に高まることが期待される。

指定校以外の学校を選択した家庭には、学校のある地域との積極的な関わりを求めるとともに、学校に対する地域の関心や支援を適切に吸い上げて学校のあり方に反映させるなど、学校と地域との結びつきがより緊密になるよう配慮されたい。

3 選択希望が叶えられなかった子ども及び保護者に対するケアへの配慮

説明会等の中で、希望の申し出は本人及び保護者の責任において行われること、希望が叶

えられない場合があることを周知するとともに、個人のプライバシーに配慮した方法をとることにより、特別なケアを必要とする状態の発生は防ぐことができると考えるが、子どもや保護者の心情など微妙な点も含まれるので、教育委員会としても慎重な対応を心がけられたい。

4 制度の検証について

教育委員会においては、本制度実施後も実施の状況に応じて制度のあり方を検討し、必要に応じて幅広い立場の人の意見を聞く機会を設けるなどして制度の検証を行い、本制度の質的向上に努められたい。